

(案)

契 約 書

仙台市（以下「発注者」という。）及び〇〇（以下「受注者」という。）は、仙台市消防局
庁舎売店（以下「売店」という。）の運営に関する業務を受注者に委託することに関し、次
のとおり契約を締結する。

（本契約の目的）

第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、発注者が職員の福利厚生のために設置
する売店を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 発注者及び受注者は、仕様書に従い互いに協力し信義を重んじ、誠実に本契約を履
行しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承
させてはならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（発注者の行う業務）

第5条 発注者は、受注者の営業に必要な施設として、指定する場所（添付図面赤枠部分）
を受注者に無償で使用させる。

（受注者の行う業務）

第6条 受注者は、安全で良質な商品の提供に配慮しなければならない。

2 受注者は、関係法規を遵守するとともに、衛生環境の保全及び火災その他の事故防止に
努めなければならない。

3 受注者は、利用者から営業の内容に関し要望等があったときは、発注者と協議の上適切
に対応しなければならない。

（営業時間及び休業日）

第7条 売店は原則として営業は年中無休とし、24時間営業とする。ただし棚卸等により
一時的に販売を中止する場合は、発注者と協議し行うものとする。

(費用負担)

第8条 施設設備の老朽化に伴う修繕に係る費用は、発注者の負担とする。ただし、軽微な修繕は受注者の負担とする

- 2 受注者は、営業に必要な光熱水費を負担するものとする。
- 3 受注者は、子メーターの表示する当該月使用量を確認し、様式 1 の電気使用量報告書に記入のうえ、施設職員の確認印を受けるものとする。
- 4 受注者は、前項による電気使用量報告書に 3 か月ごとの電気使用量を記入し、四半期最終月の翌月 15 日までに発注者に提出しなければならない。
- 5 第 2 項に規定する電気料は、前項により提出を受けた電気使用量に発注者が契約する電力会社の電気使用量単価を乗じて得た金額とする。
- 6 発注者は、受注者から電気使用量報告書の提出を受けたときは、各月分の電気料を計算し、その月末迄調定を行い、速やかに受注者に納入通知書を送付するものとする。
- 7 受注者は、前項の光熱水費を発注者に指定する期日までに支払わなければならない。

(営業報告)

第9条 受注者は、毎月の営業実績を明らかにするとともに、様式 2 により営業報告書を翌月 15 日までに発注者に提出するものとする。

(施設の管理)

- 第10条 受注者は、施設を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 受注者は、施設の改修等を必要とする場合は、事前に発注者の承諾を得たうえで、受注者の負担により行うものとする。

(損害賠償)

- 第11条 本業務の実施において、受注者に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、故意または過失により施設の設備等を損傷し、または滅失した場合、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、発注者が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。
- 一 この契約に違反したとき
 - 二 発注者がこの契約に関し行った指示に従わないとき
 - 三 業務上誠意に欠き、発注者の品位を損ない、または信用を失墜させる等の不都合があ

ったとき

- 2 発注者は、施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することができる。
- 3 前2項により発注者が契約を解除した場合において、受注者が損害を受けても発注者はその損害を賠償しないものとする。

(契約期間)

- 第13条 契約期間は令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。契約は1年ごとに更新できるものとし、その期間は令和○年○月○日までとする。
- 2 契約期間中に発注者または受注者がやむを得ない事由によりこの契約を解除しようとするときは、2ヶ月前に相手方に通告しなければならない。

(原状回復)

- 第14条 受注者は、契約を終了したときは、直ちに施設を原状に回復して返還しなければならない。

(環境への負荷の低減)

- 第15条 受注者は、次の各号の取組みを実施し、「仙台市環境行動計画」の運用に協力するものとする。
- 一 資源、エネルギーの使用量削減、廃棄物の減量及びリサイクルに努めること
 - 二 買い物袋の削減に努めること
 - 三 簡易包装の推進に努めること
 - 四 消費者へのごみの減量・リサイクルの呼びかけを実施すること
 - 五 業務で発生する資源物のリサイクルを実施すること
 - 六 物品等の調達にあたっては、グリーン購入法の判断の基準を満たすこと
 - 七 その他、店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルを実施すること

(障害者に対する合理的配慮の提供)

- 第16条 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html> 参照)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(災害時の協力要請)

- 第17条 発注者は、本市に大規模な災害が発生したとき、受注者に職員の応急給食用商品の提供等の協力を要請することができる。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するために、本書を 2 通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印し、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号
氏 名 仙台市消防局
局 長 千 葉 弘 樹

受注者 住 所
氏 名

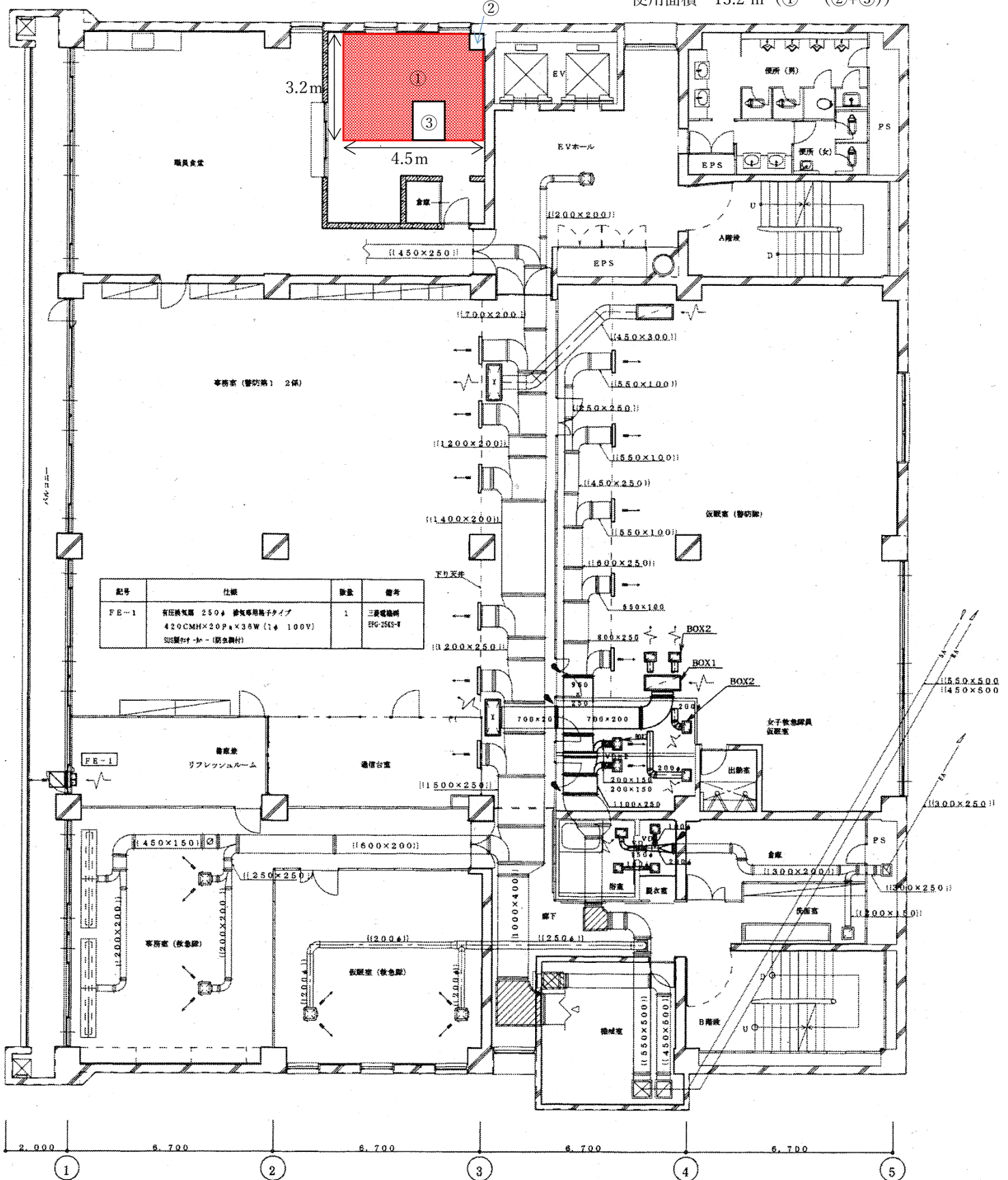
添付図面

① $3.2\text{m} \times 4.5\text{m} = 14.4\text{m}^2$

② $0.6\text{m} \times 0.5\text{m} = 0.3\text{m}^2$

③ $0.75\text{m} \times 1.2\text{m} = 0.9\text{m}^2$

使用面積 13.2m^2 (① - (②+③))



2階平面図

(様式1)

売店電気使用量報告書（3か月分）

令和 年 月 日

仙台市消防局長 様

売店管理者 (住所)
(会社名)

(印)
(担当者名) 印

設置施設名 消防局・青葉消防署庁舎（2階厨房）

年 月	電気使用量 (子メーター表示)	売店管理者 確認印	施設職員 確認印
令和 年 月分	kW/h		
令和 年 月分	kW/h		
令和 年 月分	kW/h		

【記載上の注意】

- 受注者は、子メーターの表示する当該月末日（土日・祝日の場合は前日）の使用量を
確認し、電気使用量報告書に記入のうえ、施設職員の確認印を受けるものとする。
- 受注者は、前項による電気使用量報告書に3か月ごとの電気使用量を記入し、四半期
最終月の翌月15日までに発注者に提出しなければならない。
- 電気料は、上記2により提出を受けた電気使用量に発注者が契約する電力会社の電気
使用量単価を乗じて得た金額とする。
- 発注者は、受注者から電気使用量報告書の提出を受けたときは、各月分の電気料を計
算し、その月末迄調定を行い、速やかに受注者に納入通知書を送付するものとする。
- 受注者は、前項の電気料を発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

(様式 2)

販売実績報告書（〇月分）

令和 年 月 日

仙台市消防局長 様

売店管理者 (住所) _____
(会社名) _____

印

(担当者名)

	品目分類名称	平均単価	販売数量	販売金額	備考
	合計				

※上記項目が記載されている場合、任意様式による提出も可とする。